

## 第4章 目標実現のための施策—第4次行動計画—

目標を実現するために、基本方針に基づき、6つの施策に対する具体的事業を推進します。

将来像

市・市民・事業者が手を携えたきれいなまちづくり

### 基本方針

きれいなまちづくり  
のための活動の推進

きれいなまちづくり  
のための意識の啓発

自発的なきれいなま  
ちづくりのための  
活動に関する支援

市・市民・事業者の  
相互の連携

### 施策

1 ごみの投棄対策

2 飼い犬のふん放置対策

3 まちの景観保全対策

4 放置自転車対策

5 自動販売機の適正管理

6 花と緑の美化活動

### 第4次行動計画事業

- (1) 市内一斉清掃事業
- (2) アダプト・ア・ロード事業
- (3) アダプト・ア・パーク事業
- (4) 河川環境保全事業
- (5) 不法投棄対策事業
- (6) 環境美化活動支援事業（新規）

- (1) 犬のふん放置対策事業

- (1) 落書き対策事業
- (2) 印刷物等の放置対策事業
- (3) 違反広告物除却事業
- (4) 除草事業
- (5) 空き家の適正管理事業（新規）

- (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業
- (2) 駐輪場の整備事業

- (1) 自動販売機の適正管理指導（たばこ）
- (2) 自動販売機の適正管理指導（飲食）

- (1) 花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCityつくば）
- (2) 花と緑の環境美化コンクール

## 1 ごみの投棄対策

### (1) 市内一斉清掃事業（廃棄物対策課）

#### ○取組の方向性

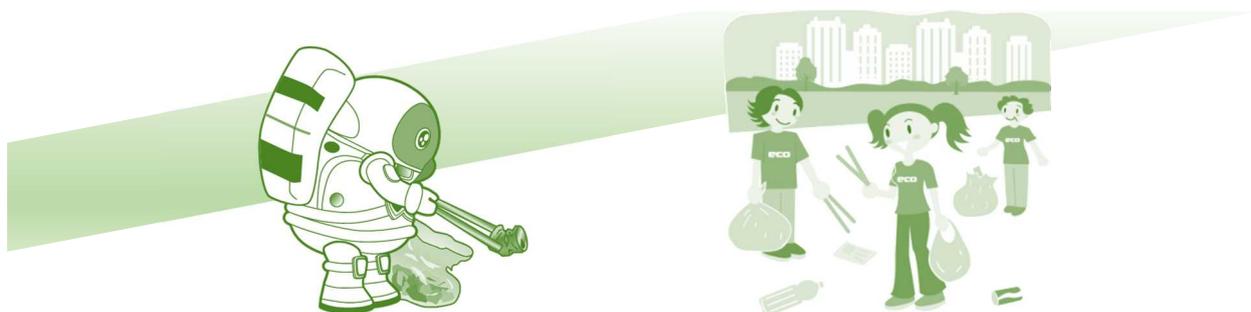
区会行事として定着している市内一斉清掃を今後もより一層拡大していくため、市が区会を先導するとともに、ごみ処理方法を含めた様々な情報の周知徹底に取り組みます。

これらの取組により、市民一人一人の環境美化意識を高め、ポイ捨てされないまちづくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li> <li>◆ 市内一斉清掃事業でのごみの回収量実績等を、広報紙やHP等で報告します。</li> <li>◆ 他事業と連携し、ごみのポイ捨て行為の減少を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ボランティアによる市内一斉清掃事業に参加します。</li> <li>◆ ごみ集積所とその周辺を清潔に保ちます。</li> <li>◆ 日頃から自宅や事業所周辺の清掃を実施します。</li> </ul>

#### 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H	H	H
			29	30	31
市民参加による市内一斉清掃を行う。	一人一人の環境美化意識の向上	一斉清掃の実施回数（回/年）	2	2	2



(2) アダプト・ア・ロード事業（道路維持課）

○取組の方向性

市道の総延長距離は大変長く、市で行う道路管理だけでは、十分に管理が行き届かない側面があります。参加団体に対する支援を継続するとともに、新規登録団体の募集活動を積極的に進めます。

これらの取組により、多くの団体に参加いただき、地域に愛される道路づくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加団体の増加を図ります。</li> <li>◆ アダプト・ア・ロード参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li> <li>◆ 清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。</li> <li>◆ アダプト・サイン（参加団体名）を設置します。※希望団体のみ</li> <li>◆ 他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。</li> <li>◆ 表彰制度に参加団体を推薦します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ アダプト・ア・ロード事業に参加します。</li> <li>◆ 屋外で出したごみは、持ち帰るなど適正に処分します。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
登録団体による道路の清掃等を中心とする環境美化活動を推進する。	地域に愛される道路づくりの推進	参加団体数（団体/年）	24	26	28

(3) アダプト・ア・パーク事業（公園・施設課）

○取組の方向性

市内の公園は、都市開発に伴い大幅に増加しており、市で行う公園管理だけでは、十分に管理が行き届かない側面があります。参加団体に対する支援を継続するとともに、新規登録団体の広報活動等を積極的に進めます。

これらの取組により、多くの団体に参加いただき、地域に愛される公園づくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加団体の増加を図ります。</li> <li>◆ アダプト・ア・パーク参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li> <li>◆ 清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。</li> <li>◆ アダプト・サイン（参加団体名）を設置します。※希望団体のみ</li> <li>◆ 他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。</li> <li>◆ 表彰制度に参加団体を推薦します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ アダプト・ア・パーク事業に参加します。</li> <li>◆ 公園に持ち込んだごみは、持ち帰るなど適正に処分します。</li> <li>◆ 公園をきれいに使用します。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
登録団体による公園の清掃及び花植え等を中心とする環境美化活動を推進する。	地域に愛される公園づくりの推進	参加団体数（団体/年）	40	42	44

(4) 河川環境保全事業（環境課）

○取組の方向性

アダプト・プログラムから名称を改め、河川巡視の実施や、小学生に対する教育事業を包括的に推進し、身近な河川環境の保全を図ります。

これらの取組により、河川環境保護及び河川愛護に関する意識向上を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 水質監視員（※）による巡視を実施し、異常があった場合は迅速に対応します。</li> <li>◆ 河川付近に住む小学生に対し、自然体験学習会を開催します。</li> <li>◆ 市民及び事業者と協力して、河川清掃作業等を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 河川環境保全事業に参加します。</li> <li>◆ 川の生態系に悪影響を及ぼすごみのポイ捨てはしません。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H 29	H 30	H 31
水質監視員による巡視を実施する。	ごみ投棄等の早期発見	巡視延べ人数 (人/年)	300	300	300
河川の自然を利用した自然体験学習会を実施する。	水質浄化に係る環境教育の推進	参加者数 注) (人/年)	300	320	320

注) 参加者数：自然体験学習会の対象となる児童の数を示しています。

※巻末「用語解説」参照

(5) 不法投棄対策事業（廃棄物対策課）

○取組の方向性

不法投棄物の回収処分を行うとともに、防犯・環境美化サポーターによる夜間を含めた巡回や、看板・監視カメラの設置、郵便配達中の不法投棄監視の取組等を継続し、効果的な防止策について検討します。

これらの取組により、多くの目が常に監視していることをアピールすることで、不法投棄の撲滅を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公共用地に投棄された不法投棄物の回収処分を行います。</li> <li>◆ 夜間を含めた巡回を実施し、不法投棄の抑止を図ります。</li> <li>◆ 不法投棄物の排出元調査等を行い、行為者の発見に努めます。</li> <li>◆ 警告看板を設置し、行為者に対する警告及び市民への啓発を行います。</li> <li>◆ 監視カメラの設置による不法投棄の防止を図ります。</li> <li>◆ 県や警察、事業者と協力し、不法投棄の抑止を図ります。</li> <li>◆ 先進的な取り組みを調査し、不法投棄の防止を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 再利用を促進し、ごみの出し方のルールを徹底します。</li> <li>◆ 不法投棄の防止を図るため、所有地を適正に管理します。</li> <li>◆ 不法投棄が発見された場合は、市や警察へ通報します。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H 29	H 30	H 31
巡回や看板配布等により、不法投棄の再発を抑制する。	不法投棄再発防止	不法投棄年間再発防止率 注) (%)	70	75	80

注) 不法投棄年間再発防止率：該当年度において、市等が対処した場所での不法投棄の再発が防止された割合を指します。

(6) 環境美化活動支援事業（環境課） **新規**

○取組の方向性

環境美化活動を実施する市民等に対し、清掃用具の支援等を行う制度です。アダプト・プログラムでは支援対象とならない活動に対しても、広く支援することができます。清掃活動に絡む各種事業と連携し、参加者の拡大を目指します。

また、制度内容の周知を進め、気軽に環境美化ボランティアに参加できる環境を整えます。

これらの取組により、環境美化活動への市民参加を促し、環境保全に対する意識の啓発及び衛生的な生活環境の確保を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li> <li>◆ 参加者が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li> <li>◆ 清掃活動に必要な清掃道具等を支援します。</li> <li>◆ 表彰制度に参加者を推薦します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境美化活動を実施します。</li> <li>◆ 屋外で出したごみは、持ち帰るなど適正に処分します。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
市民及び事業者による清掃を中心とする環境美化活動を推進する。	環境保全に対する意識向上及び環境美化	活動参加延べ人数 (人/年)	13,000	13,500	14,000

## 2 飼い犬のふん放置対策

### (1) 犬のふん放置対策事業（環境課）

#### ○取組の方向性

イエローカード作戦が効果を上げている一方で、ふん放置に関する相談は現在も寄せられているため、相談者に対するイエローカード作戦の紹介や看板配布等を継続して実施します。

これらの活動により、地域ぐるみで犬のふん放置を防止する仕組みを推進し、犬のふん放置の解消及び飼い主のマナー向上を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で啓発活動を行い、飼い主の意識の向上を図ります。</li> <li>◆ 広報紙やHP等でイエローカード作戦の事業内容を積極的にPRします。</li> <li>◆ イエローカード参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li> <li>◆ イエローカード作戦に必要な用具等を支援します。</li> <li>◆ 啓発看板等を作成し、希望者へ配布します。</li> <li>◆ 表彰制度に参加団体を推薦します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 散歩時はふん持ち帰り袋を携帯し、適正に処分します。</li> <li>◆ イエローカード作戦に参加します。</li> </ul>

#### 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
イエローカード作戦を実施する。	ふん放置の減少及び飼い主のマナーの向上	参加団体数（団体/年）	15	15	15
		ふん放置解消率（%）	90	90	90

### 3 まちの景観保全対策

#### (1) 落書き対策事業（環境課）

##### ○取組の方向性

防犯・環境美化サポーターによる巡回を毎日実施し、落書き行為の発見及び抑止に努めます。また、市民・事業者と協力して落書きの速やかな消去作業を推進するとともに、発生場所に応じた落書き防止策の検討を進め、落書きの発生の抑止を図ります。さらに、市の管理外である公共物への落書きについて、管理者に対してより迅速に情報を提供し、きれいなまちづくりへの協力を求めます。

これらの取組により、落書きのないまちづくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、きれいなまちづくり条例に規定する落書き行為に対する勧告、命令及び過料の徴収を実施します。</li> <li>◆ 落書きに関する情報を収集し、情報が寄せられた場合は速やかに対応します。</li> <li>◆ 関係機関や管理者と連携し、落書きの消去・防止を図ります。</li> <li>◆ 先進的な取組（看板設置、絵画制作等）を参考に、落書きの防止を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 落書き行為を発見した場合は、市や警察へ通報します。</li> <li>◆ 市が実施する落書き消し活動に参加します。</li> </ul>

#### 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H 29	H 30	H 31
巡回（注）や速やかな消去作業等により、落書きの発生を抑止する。	まちの景観保全	巡回延べ人数 （人/月）	240	240	240

注）巡回は、原則として毎日、駅等を含めた市内全域にて実施します。（土日祝日を含む。）

(2) 印刷物等の放置対策事業（廃棄物対策課）

○取組の方向性

現状では、印刷物等の放置は確認されていないことから、防犯・環境美化サポーターによる巡回を継続することにより、印刷物等の散乱のない良好な状態を維持します。

これらの取組により、印刷物等放置の未然防止を目指します

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、未然防止を図ります。</li> <li>◆ 公共の場所で、ビラやチラシなどの印刷物等が散乱している場合は、印刷物等配布者へ回収等処理をする指導を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 受け取ったビラやチラシが不要になった場合は、適正に処分します。</li> <li>◆ 印刷物等の散乱があった場合は、配布事業者の責任の下、回収します。</li> <li>◆ ビラやチラシが捨てられていた場合は、市へ連絡します。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H 29	H 30	H 31
防犯・環境美化サポーターによる巡回（注）を実施し、未然防止を図る。	印刷物等の散乱未然防止	巡回延べ人数（人/月）	240	240	240

注）巡回は、原則として毎日、駅等を含めた市内全域にて実施します。（土日祝日を含む。）



(3) 違反広告物除却事業（都市計画課）

○取組の方向性

違反広告物の除却については，市民ボランティア団体，市職員，委託業者，近隣市町村及び民間事業者等が連携して実施しています。

事業の継続により，違反広告物が減少傾向にあるため，さらに関係機関との連携を強化し，違反広告物の無いまちづくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で事業内容をPRし，積極的にボランティア団体の募集を図ります。</li> <li>◆ ボランティア団体に，除却作業に必要な支援を行います。</li> <li>◆ 職員による巡回及び除却作業を実施します。</li> <li>◆ 委託業者による広域的な除却作業を実施します。</li> <li>◆ 市民や民間事業者と連携して対応します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 活動地域において，定期的に巡回及び除却作業を実施します。</li> <li>◆ 市と連携して，違反広告物を除却します。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H 29	H 30	H 31
市民ボランティア団体，市職員，委託業者，近隣市町村及び民間事業者等により，様々な側面から違反広告物の除却を行う。	まちなみ・景観の維持保全	違反広告物の除却数 注) (枚/年)	600	550	500

注) 違反広告物の除却数：市民ボランティア団体，市職員，委託業者等の除却数の合計です。

(4) 除草事業（環境課）

○取組の方向性

空き地の所有者に対し、継続して適正管理を促します。また、土地所有者が不明なケースや、指導しても改善されないケースについて、土地所有者の調査や直接訪問指導などにより、雑草繁茂地の改善を図ります。

これらの取組により、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂の未然防止を図ります。</li> <li>◆ 雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 所有地の除草作業などを定期的実施し、景観や生活環境の保全に配慮します。</li> <li>◆ 近隣に雑草が繁茂した空き地があった場合は、市に連絡します。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
雑草が繁茂又は堆積している空き地に対して、適正管理指導を行う。	まちの景観保全及び環境衛生面の向上	雑草繁茂地改善率（％）	75	75	75

(5) 空き家の適正管理事業（空き家対策室） 新規

○取組の方向性

平成 25 年度制定のつくば市空き家等適正管理条例（※）に基づき，管理不全な空き家に対して所有者の調査を実施し，改善を促します。空き家敷地内の雑草繁茂に対する通報が多数寄せられているため，除草事業と連携して適正管理の向上に取り組みます。また，空き家所有者に対する無料相談会の実施により，空き家の適正管理及び有効活用を図ります。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 管理不全な空き家の所有者に対し，適正管理の助言・指導を実施します。</li> <li>◆ 空き家所有者に対する無料相談会の実施により，空き家の有効活用・管理等を進めます。</li> <li>◆ 空家バンク制度（※）により，空き家の有効活用を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 管理不全な空き家の改善に努めます。</li> <li>◆ 近隣に管理不全な空き家があった場合は，市に連絡します。</li> <li>◆ 無料相談会を活用します。</li> <li>◆ 空家バンク制度を活用します。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H 29	H 30	H 31
市民から相談があった管理不全な空き家等について，所有者等を調査・特定し，管理不全な状態を改善するよう行政指導を行う。	まちの景観修復及び環境衛生面の向上	管理不全空き家改善率 注) (%)	50	52	54

注) 管理不全空き家改善率：市が管理不全な状態にあると判断した空き家について，行政指導の結果，管理不全な状態が改善された割合を指します。

※巻末「用語解説」参照

## 4 放置自転車対策

### (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業（公園・施設課）

#### ○取組の方向性

自転車等の放置防止指導，警告及び定期的な放置自転車等の撤去を継続した結果，放置自転車の減少には至りませんが，一定の抑止効果が得られています。

自転車利用者のモラル向上を目指し，啓発活動を実施するとともに，放置防止指導，警告及び放置自転車等の撤去活動をさらに推進します。

これらの取組により，景観の保たれた快適な市民生活の実現を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等により自転車等放置禁止区域の啓発を行います。</li> <li>◆ 巡回により違反駐輪防止指導及び防止警告を行い，駐輪場利用を促進します。</li> <li>◆ 啓発看板等を設置し，自転車等放置禁止区域を周知します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自転車等は駐輪場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。</li> <li>◆ 自転車利用者のモラル向上に努めます。</li> </ul>

#### 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し，指導，警告及び撤去を行う。	違反駐輪防止による景観保全	違反駐輪警告台数（台/日）	24	23	22

(2) 駐輪場の整備事業（公園・施設課）

○取組の方向性

平成 32 年度までの需要予測に基づく駐輪場整備は計画的に実施され、必要駐輪場台数はほぼ確保されつつあります。

しかし、放置駐輪は減少に至らないことから、利便性を考慮し、年度ごとに需要予測に基づく整備計画を見直すとともに、自転車等放置禁止区域での啓発事業を進め、放置駐輪の防止に取り組みます。

これらの取組により、景観の保たれた快適な市民生活の実現を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自転車等需要予測に基づき、計画的な駐輪場整備を行います。</li> <li>◆ 自転車等放置禁止区域での啓発事業と連携し、駐輪場利用を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自転車等は駐輪場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
需要予測に基づく駐輪場の整備計画を毎年度見直す。	放置自転車防止によるきれいなまちづくり	整備計画の見直し	●	●	●

注) ●は、その年度に実施することを示しています。



## 5 自動販売機の適正管理

### (1) 自動販売機の適正管理指導（たばこ）（環境課）

#### ○取組の方向性

たばこの自動販売機は減少傾向にありますが、たばこの自動販売機は必ず喫煙者の目に留まるものであるため、巡回及び指導の継続により、適正な管理を促します。

これらの取組により、たばこの吸い殻のポイ捨て防止を図り、きれいなまちづくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 散乱防止責任者へ自動販売機の適正管理の指導を行います。</li> <li>◆ 自動販売機事業者による、たばこの吸い殻散乱防止啓発活動の実施を促します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自動販売機ごとに散乱防止責任者を設置します。</li> <li>◆ 自動販売機に啓発シールを貼付します。</li> <li>◆ 消費者へ散乱防止に関する啓発活動を行います。</li> </ul>

#### 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
自動販売機の巡回を行い、必要に応じて自動販売機事業者への指導を実施する。	消費者の環境美化意識の向上	巡回回数（回/年）	4	4	4

(2) 自動販売機の適正管理指導（飲食）（廃棄物対策課）

○取組の方向性

市内の自動販売機設置事業者に対して啓発シールの配布等を行っていますが、さらにその事業者を拡大するとともに既に設置されている自動販売機の巡回を実施することにより、より適正な管理を促します。

これらの取組により、空き缶等の散乱のないまちづくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 散乱防止責任者へ自動販売機の適正管理の指導を行います。</li> <li>◆ 自動販売機事業者による、空き缶等散乱防止啓発活動の実施を促します。</li> <li>◆ 自動販売機事業者に対し、回収容器の適切な配置について指導します。</li> <li>◆ 空き缶等の回収、資源化等の指導を行います。</li> <li>◆ 自動販売機事業者の把握に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自動販売機ごとに散乱防止責任者を設置します。</li> <li>◆ 自動販売機に啓発シールを貼付します。</li> <li>◆ 消費者へ散乱防止に関する啓発活動を行います。</li> <li>◆ 自動販売機ごとに適正に回収容器を設置し、周辺を清潔に保ちます。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
自動販売機の巡回を行い、必要に応じて自動販売機事業者への指導を実施する。	消費者の環境美化及びリサイクル意識の向上	巡回回数（回/年）	4	4	4

## 6 花と緑の美化活動

### (1) 花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCityつくば）（市民活動課）

#### ○取組の方向性

つくばセンター地区周辺の花壇活動と、市内各地域における自主的な花壇活動に対する支援を継続し、参加者数や花壇箇所数の増加を図ります。

フェイスブックやHPによる活動紹介やPR活動を強化するとともに、「花と緑の環境美化コンクール」と連携しながら、花壇づくりを展開します。

これらの取組により、市民協働による花のまちづくりを目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加者数の増加を図ります。</li> <li>◆ 花壇づくりに必要な花苗や用土等を支援します。</li> <li>◆ 活動内容等の連絡調整を行い、参加者が円滑に事業を進められるようにします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市民協働による「ウェルカムフラワーCityつくば」に参加し、花や緑を通して環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進します。</li> </ul>

#### 【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H29	H30	H31
センター地区において、市民協働での花植え等の活動を実施する。	花と緑できれいなつくばの実現	参加者数 注)	160	160	160
市内各地域における、自主的な花壇活動を、花苗等の物品提供事業により支援する。		事業活用花壇箇所数（箇所/年）	124	127	130

注) 参加者数とは、春（夏含む）・秋の花植え参加者数の平均を表します。

(2) 花と緑の環境美化コンクール（文化振興課）

○取組の方向性

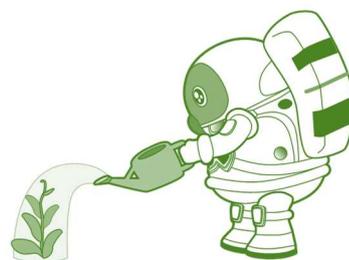
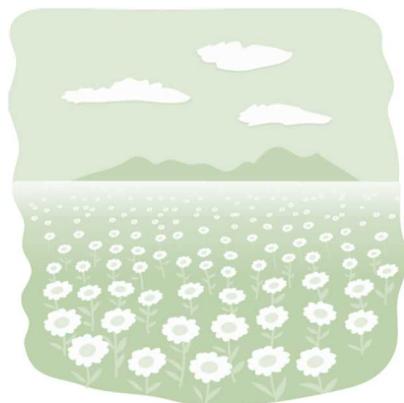
花壇活動を行っている団体に対して、継続してコンクールへの応募を促します。また、区会への回覧等、広報手段を拡張し、他事業との連携を図り、新規団体の開拓に取り組みます。

これらの取組により、環境美化に対する市民・事業者の意識高揚を目指します。

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、応募団体の増加を図ります。</li> <li>◆ 市民が選ぶ環境美化コンクールの実施を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 花と緑の環境美化コンクールに参加します。</li> </ul>

【指標】

実施計画	目的	指標	目標値		
			H 29	H 30	H 31
花と緑の環境美化コンクールの市審査を実施し、大好きいばらき県民会議に推薦する。	花を通じた環境美化意識の向上	応募団体数 (団体/年)	11	12	13



## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

市・市民・事業者の協力のもと、きれいなまちづくり行動計画に関わる各種事業に取り組みます。

事業を推進するために、市は庁内に「環境美化推進会議」を設置し、各事業の年次計画を策定し、推進、点検・評価、見直しを毎年実施します（年度ごとのPDCAサイクル）。さらに、行動計画の最終年度には、計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します（計画期間ごとのPDCAサイクル）。また、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民・事業者の皆様に適宜協力を求めます。

環境の変化に対応して、新規事業や、現行事業の再編などを検討し、きれいなまちづくりを一層効果的に推進します。

#### <PDCA サイクル>

PLAN（計画）：目標を設定し、具体的な計画を策定する。

DO（実行）：目標達成のために計画を実行する。

CHECK（評価）：実行が計画通りに行われているかを点検・評価する。

ACT（見直し）：計画が適切か達成可能かどうかを検討し、見直し・改善を行う。

#### <環境美化推進会議>

関係各課の長で構成され、各事業の年次計画の策定、推進、点検・評価、見直しを年度ごとに実施し、結果の公表を行います。行動計画の最終年度には、計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。

また、必要に応じて、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民・事業者と連携を図ります。

#### <つくば市きれいなまちづくり実行委員会>

市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。また、必要に応じて環境美化推進会議との連携を図ります。

#### <つくば市環境審議会>

市民や学識経験者等で構成され、年度事業計画や行動計画の見直し案に対し、必要に応じて意見・助言等を行います。（定数は15名以内であり、市民、産業界を代表する者、公益を代表する者、環境保全に関し学識経験を有する者により構成されています。）

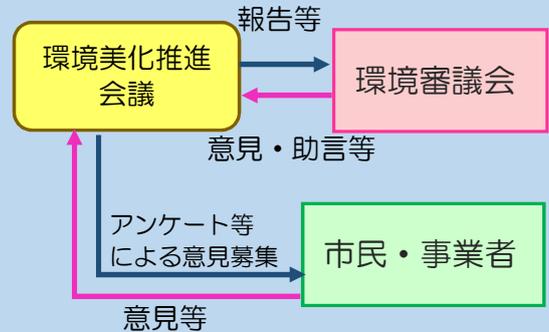
## 2 行動計画全体の評価及び見直し—計画期間ごとのPDCA サイクル—

行動計画の評価及び見直しに関しては、平成31年度に「環境美化推進会議」において実施し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。その後、庁議に諮ります。

第3次行動計画の3年目  
(平成28年度)

### PLAN：行動計画を策定する

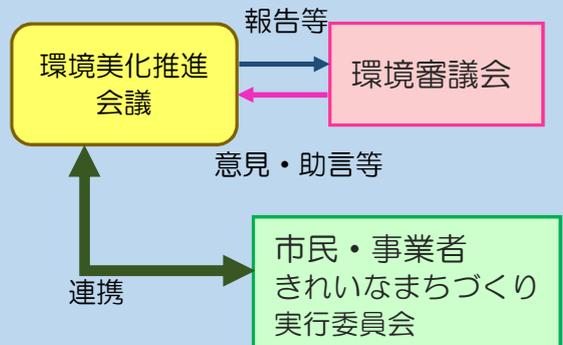
平成28年度までの環境美化活動の実施状況、効果等を踏まえて、施策の方針や対策など3年間の行動計画を策定します。



第4次行動計画  
(平成29～31年度)

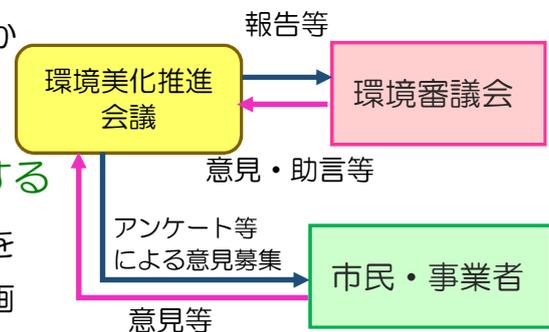
### DO：行動計画を実行する

各事業を、年次計画に基づき実行します。「環境美化推進会議」が年次計画の策定及び見直しを毎年実施します（年度ごとのPDCAサイクル）。また、HP等にて結果の公表を行います。



### CHECK：行動計画が実施されたかどうか点検し、評価する

平成29年度～平成31年度までの途中経過から、行動計画の実施状況を点検し、きれいなまちづくりがなされたかどうか評価します。



### ACT：行動計画を見直し、改善する

評価を踏まえ、きれいなまちづくりをさらに推進していくために、行動計画を見直し、改善します。

PLAN：改善された行動計画を策定する（第5次行動計画）

平成31年度

## ●継続的改善のための調査研究●

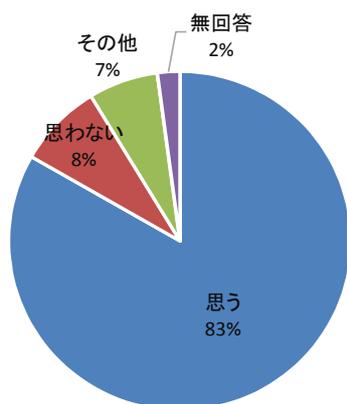
行動計画の継続的な改善を図るため、事業ごとに事業効果を高めるための調査・研究を行い、行動計画の見直し材料としています。今後も継続して効果的な改善方法を模索していきます。

例) ごみの投棄対策に関するもの

- 定期的な散乱ごみの調査の実施  
たばこの吸い殻の散乱数調査 など
- 啓発手法の調査・研究  
風船等の啓発用品を用いた広報活動 など
- 楽しみながら美化活動ができる企画の研究  
きれいなまちづくり実行委員会における検討 など

例) 推進体制に関するもの

- 推進及び評価方法に関する研究
- 市民アンケート等の実施  
イベント等における「きれいなまちづくりアンケート」の実施



問 つくば市はほかの自治体と比べてきれいだと思いませんか。  
(平成 28 年度きれいなまちづくりアンケート 回答者数 610 名)